



R8水戸市立妻里小学校いじめ防止基本方針

～ 子どもの「人権」を守る ～

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめに対する基本認識
- 4 いじめ防止等のための校内組織
- 5 いじめ未然防止のための取組
- 6 児童へのはたらきかけ
- 7 家庭・地域へのはたらきかけ
- 8 いじめ早期発見のための取組
- 9 早期発見に向けた取組
- 10 重大事態への対処
- 11 その他

水戸市立妻里小学校

令和8年4月改定

1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。このいじめから、子どもたちの人としての尊厳を守るため、水戸市いじめ防止基本方針（令和8年3月1日改定）等を参酌し、「水戸市立妻里小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。妻里小学校は、常日頃からいじめの未然防止と早期発見に努め、いじめが発生してしまった場合は、子どもの尊厳を最大に重視し、水戸市教育委員会や地域、家庭等と連携をして、いじめの根絶に向かって、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の気持ちを重視して判断しなければならない。
- ・「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者という意味である。

〈心理的な影響を与える行為〉

- ・ひやかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団によって無視される。
- ・嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせられたり危険なことをさせられたりする。
- ・インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことの書き込み、拡散などをされる。

〈物理的な影響を与える行為〉

- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではない。
- (2) いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は、間違っている。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童でも、起こり得るものである。
- (4) いじめは、大人には気付かれにくいところで起こることが多く、発見しにくい。
- (5) いじめは、学校、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止等のための校内組織

いじめ対策委員会

- 校内職員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、該当の学級担任
- 校外関係者・・・学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、内原中生徒指導主事、PTA会長、妻里地区民生委員・児童委員、水戸市総合教育研究所指導主事

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事を中心に、妻里小学校いじめ対策委員会を設置する。定期的な会議を実施し、児童の実態を把握、いじめの未然防止に努める。いじめが確認された場合は、校長の指示を受け、児童からの個別の聞き取り等を行い、早急にチームで対応にあたり、いじめを受けた児童の立場を最優先し、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った児童や傍観している児童には、いじめを受けた児童の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努め、重大事件とならないように対処する。万が一、重大事件が発生した場合には、学校運営委員やPTA会長、地域の方をメンバーに加えた緊急の拡大いじめ対策委員会を立ち上げ、教育委員会と連携しながら、対応にあたる。

5 いじめ未然防止のための取組

- ①「わかった」「できた!」を実感でき、児童が活躍できる授業の実践に取り組む。
 - ・児童が活躍できる場面を設定することにより、児童が進んで学ぼうとする授業の工夫。
 - ・児童同士が関わり合い、話し合うことを通して課題を解決する授業の展開に努める。
 - ・「内原中学地区小中一貫教育 学習ガイド」を基本にして、児童が発表の仕方や話の聴き方を身に付け、正しい姿勢と心構えで学習に取り組めるようにする。

- ②いじめをしない、させない、ゆるさない児童を育成する。
- ・異学年交流（縦割り班活動等）や幼小交流、小中一貫教育をとおして、思いやりの心を育成する。
 - ・自己有用感の育成のために、友人関係、集団づくり、社会性の育成等を目的とした体験活動や交流活動の機会をもつ。
 - ・「妻里小人権スローガン」等によって人権意識を高め、児童会を中心として、児童が主体的に取り組む「いじめをなくそう集会」を計画・実践する。
 - ・学級懇談会や親子活動・講演会等をとおして、いじめの防止に対する保護者の意識を高める。
 - ・SNS等を通じて行われるネットいじめを防止するために、外部講師を活用した「SNSによるいじめ防止に関する講演会」「e-ネット安心・安全講座」を実施する等、情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を開催する。
- ③教職員の研修の充実を図り、人権感覚や意識の高揚を図る。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリストを活用し、平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検を実施する。
 - ・児童の望ましい行動を高めるためのポジティブ行動支援（PBS）について研修会を実施する。
 - ・学級活動や道徳の授業を通し、相手の気持ちを理解し、互いの違いを認め合い、みんなと共に生活しようとする児童を育てる。
 - ・年に1回は、授業参観で、保護者に道徳の授業を公開する。
 - ・校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

6 児童へのはたらきかけ

- ①いじめや自殺が起きやすいとされる4月や9月に、いじめに関する学級活動を実施する。
- ②教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度で、いじめが助長される例があることを心しておく。
- ③けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童等については、日常的な支援を行うとともに、周囲の児童への指導を適切に行いながら保護者との連携を密にする。また、研修等をとおして、これらの児童に対する教職員への正しい理解の促進を図り、学校として必要な対応について周知する。
- ⑤ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策を強化するため、低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育、啓発活動を推進する。

7 家庭・地域へのはたらきかけ

- ①地域の子どもは地域で育てるという共通認識のもと、関係諸団体と連携していじめ防止に取り組む
- ②児童の学校での様子・頑張ったこと等を、学校だよりやホームページ等で家庭や地域に伝える。
- ③「妻里小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公表する。また、その内容を、入学時・各学年度始め等に、懇談会や学校だより、ホームページ等でPTAや地域の関係団体等に周知する。
- ④道徳や特別活動の授業を、積極的に保護者に公開する。

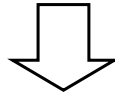
8 いじめ早期発見のための取組

- ①年6回のアンケートによる定期的ないじめ実態調査を行い、情報収集に努める。
- ②一人一台端末のアンケート機能を活用した校内オンライン相談窓口を開設し、情報収集に努める。
- ③教職員が児童と触れ合う時間を確保し、児童のささいな変化に気付くことができるようにする。
- ④スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。
- ⑤教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し、児童の小さなサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握を実施する。
- ⑥職員集会では、教職員間で、児童の変化等の気付いた情報を必ず共有化する。必要に応じて、組織的な対応や関連機関と連携して、迅速に対応する。（ケース会議等）
- ⑦保護者と連携して、「小さなサインや変化」を見逃さない。（連絡帳、家庭訪問、電話連絡等）
- ⑧地域・関係機関と連携をする。（地域行事への参加、民生委員・児童委員との情報交換）
- ⑨近隣小中学校と情報交換を行い、情報収集に努める。

【いじめ早期発見に向けた日頃の取組の流れ】

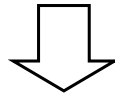
1 いじめの認知、認知後の報告の流れや児童への対応を教職員で共通理解するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認をする。

- 年6回のいじめアンケートの実施方法については、無記名で行うことを基本とし、内容の見直しを図りながら実施する。また、必要に応じて随時アンケート等を実施し、児童の実態を正確に把握するよう努める。



2 児童の変化を察知するため、日々の記録を蓄積しておくこと。また、担任は、児童の変化は、一人で抱え込まず、生徒指導主事や管理職等に報告すること。

- 連絡帳等の記述に関して気になることについては、学年主任、生徒指導主事等、複数の教職員で確認・情報共有を行うこと。
- 担任や学年主任、児童に関わる職員は、定期的なアンケートの結果だけでなく、挨拶の表情や会話等、日常の児童の様子を把握することに努め、気になったときはすぐに面談等を行うこと。



3 面談等での情報は、生徒指導主事や管理職に報告し、さらに家庭との連携に努めること。

9 早期解消に向けた取組

(1) いじめ解消に向けた取組

- ① いじめの事実を発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な指導体制でいじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- ② 学級担任等が、いじめの事案を一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめを受けた児童とその保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ④ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。相当の時間（少なくとも3か月以上）、行為が止んだのを確認して解消とする。
- ⑤ 傍観している児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- ⑥ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関等の協力を求める。
- ⑦ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる。また、その対応について、保護者へ十分理解を得られるようにする。
- ⑧ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防ぐ措置を講じる。
- ⑨ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめの解消の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件が満たされた場合、いじめが解消したと判断する。

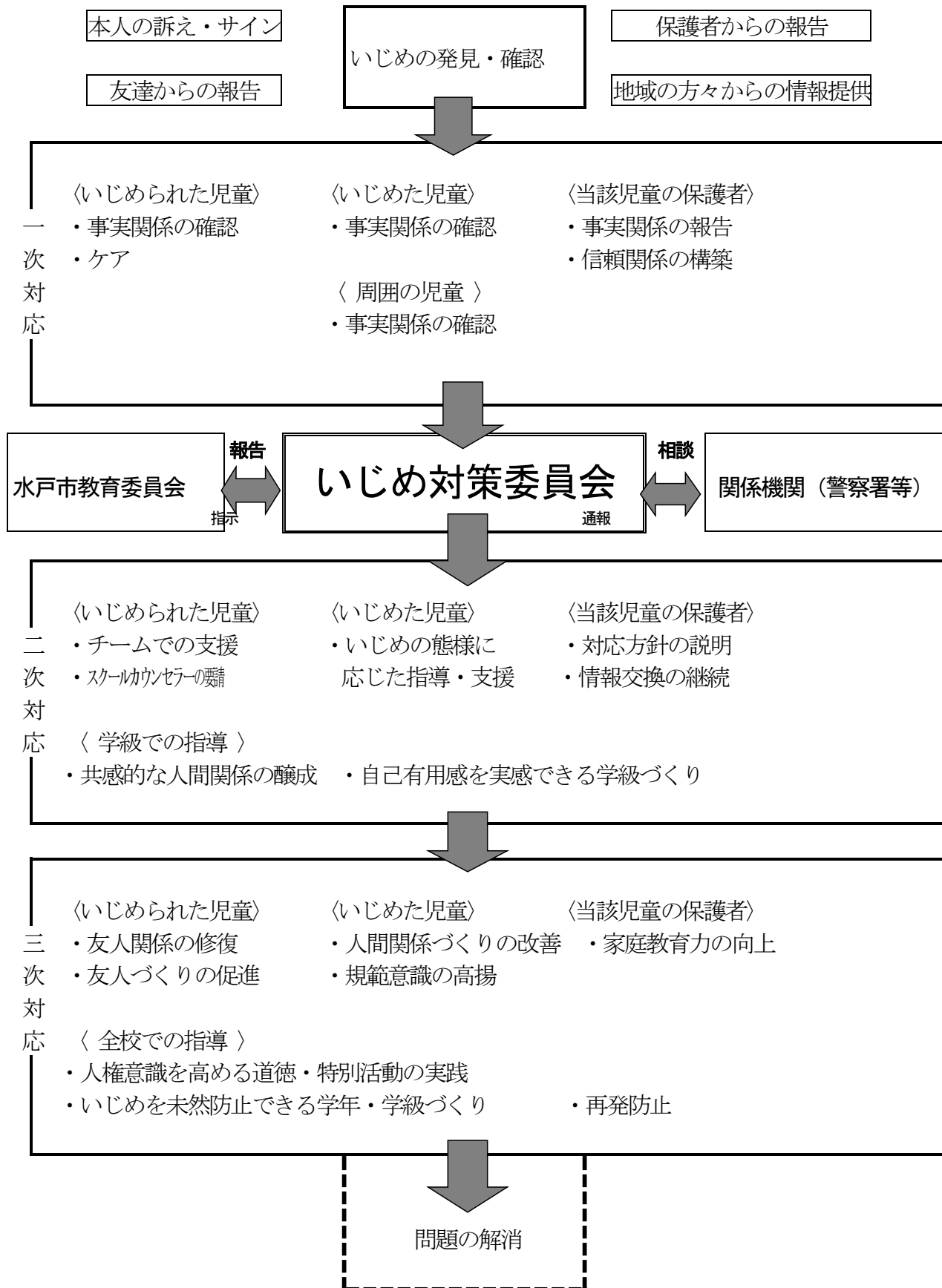
ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物質的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。ただし、さらに長期の期間が必要であると、学校の設置者又は学校が判断した場合はより長期の期間を設定する。

イ 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。確認方法は被害者児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を行う。

【 いじめ対応の手順 】



10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・児童が自殺を企画した場合
 - ・児童が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・児童に精神性の疾患が発生した場合

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席しているような場合

※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した場合は、水戸市教育委員会を経由し、市長へ報告する。教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。調査主体（教育委員会又は学校）は、教育委員会が判断する。

【必ず報告する事項】

- いじめを受けた児童の氏名・学年・性別
- 被害の状況、欠席の状況その他児童の状況
- 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合にはその内容

②調査主体が学校の場合には、速やかに「妻里小いじめ防止対策委員会」を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

「いじめ防止対策委員会」を主体として、関係機関との連携を図りながら調査を行うとともに、支援方を検討する。

③調査を開始する前に、いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査方針を丁寧に説明し、被害者等の意向を踏まえた調査を行う。

④主に聴き取りによる調査を実施する。重大事態の発生から1か月以内を目途に、書面による聴取内容のとりまとめ及び聴取内容を踏まえた今後の支援方を検討する。

⑤聴取内容及びその支援方をいじめを受けた児童及び保護者に適切に説明する。その際に、いじめを受けた児童又は保護者は、所見を聴取内容に添えることができる旨を説明する。

⑥いじめを受けた児童の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童との信頼回復のための取組に努める。

⑦聴取の結果について、水戸市教育委員会をとおして書面で市長に報告する。（学校→市→県→国）

⑧報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要と認めるときは、再調査委員会を設置し、再調査を実施する。市長が再調査を行った場合、その結果は議会に報告する。

(3) 重大事態の取り扱いについて

①事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害者児童や保護者から「申し立て」があった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

②水戸市教育委員会の指示の下に、関係機関（警察署・児童相談所・医療機関等）との連携を図りながら支援方法を検討する。

③事実関係の調査、調査結果を踏まえた事態への対処、同種の事態の発生防止等について、具体的な対応を迅速に行う。

11 その他

(1) 学校の取組の評価

学校評価において、「妻里小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面接等）の実施状況を学校の評価項目に位置づける。

(2) 検証及び取組の改善

「妻里小学校いじめ防止基本方針」については、年度終了時に見直しを図り、実際の対応を踏まえて、より適切なものにするため改善をする。

参考資料

- 「いじめ防止対策推進法」 平成25年9月
- 「茨城県いじめ防止基本方針」 茨城県 平成26年3月
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」 文部科学省決定 最終改定 平成29年3月
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 文部科学省 令和6年8月改訂
- 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」 茨城県 令和2年4月
- 「生徒指導提要」 文部科学省 令和4年12月改訂版発行
- 「水戸市いじめ防止基本方針」 水戸市 令和6年2月改定 令和7年3月修正
- 「水戸市いじめ防止基本方針」 水戸市 令和8年3月改定 令和8年3月修正